

ID: 3024

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	標識の交付		
法令名 根拠条項	母体保護法施行令 第1条第2項		
法令番号	昭和24年政令第16号		
<p>【基準】</p> <p>政令第1条第2項の規定による。</p> <p>第1条</p> <p>2 都道府県知事は、被指定者から申請があつたときは、厚生労働省令で定める様式による標識を交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日